

～足場の組立て等作業主任者 技能講習 一部受講免除について～

標記に関しては、「足場の組立て等作業主任者技能講習規程」（昭和47年労働省告示第109号）」
（以下：技能講習規程）により、下記のように定められております。

区分/受講科目		免除される受講科目			
		作業の方法に関する知識	作業環境に関する知識	作業者に対する教育等に関する知識	関係法令
①	技能講習規程（昭和47年労働省告示第109号）第1条（受講資格）の各号に掲げる者	免除	免除	1.5時間受講	1.5時間受講
②	職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）別表第1表に掲げる検定職種のうち、とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者	免除	免除	1.5時間受講	1.5時間受講
③	職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表11の免許職種の欄に掲げるとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	免除	免除	免除	1.5時間受講

※ 上記の区分に該当する方は、その**受講科目（赤字）**が免除になりますので、必要な科目を受講し、修了試験を受け、合格後に修了証を交付致します。